



埼玉県報

第 754 号
令和 8 年(2026 年)
9 月 15 日
火曜日

目 次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 検査業務管理システム開発業務委託に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 荒川右岸用排水土地改良区の役員退任届（川越農林振興センター）
- 放置駐車違反管理システム収納強化対応改修委託に関する契約の相手方の告示（会計課）
- 県道さいたま鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 運転免許取得者等教育施設の認定（運転免許課）

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

久喜市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
久喜市	令和7年度	街区境界調査 図八枚 街区境界調査 簿一冊	菖蒲八地区（菖蒲町菖蒲地区の一部）	令和八年九月三日

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

検査業務管理システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所企画・地域保健担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和 8 年 7 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

東京電機産業株式会社 東京都渋谷区幡ヶ谷 1 丁目 18 番 12 号

5 落札金額

64,900,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 5 月 19 日

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年九月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	櫻 井 秋 雄	埼玉県川越市大字小中居七百七十九番地

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

放置駐車違反管理システム収納強化対応改修委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年8月3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

186,491,580円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 武 田 敦 弘

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北本市西高尾七丁目四番一地先まで		区 間
一三・二〇〇二〇・七八	六・五六〇一一・七六	敷地の幅員 (メートル)
五〇三・八七		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年九月十五日

埼玉県教育委員会教育長 石 川

薫

一 日時

令和八年九月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和八年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について

ロ 令和八年度優秀な教職員の表彰について

ハ その他

埼玉県公安委員会告示第187号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次の者を運転免許取得者等教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年9月15日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ホンダレインボーモータースクール

和光市下新倉5丁目27番1号

井口 公玄

2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称

レインボーモータースクール

3 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地

和光市下新倉5丁目27番1号

4 運転免許取得者等教育の課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程

5 運転免許取得者等教育の課程の名称

高齢者講習同等課程

6 認定を行った年月日

令和8年8月17日